

にほんうなぎの流通の透明化

政策提言先 水産庁

政策提言の要旨

- ◎ にほんうなぎの流通の透明化を図るため、トレーサビリティシステムを構築するよう提言いたします。

【政策提言の具体的内容】

- ・ にほんうなぎの持続可能な養殖を実現するためには、しらすうなぎの採捕から消費に至るまでの流通の透明化を図るトレーサビリティシステムの構築が必要です。

【政策提言の理由】

- ・ にほんうなぎは、全国的に漁獲量の減少が続き、平成25年に環境省が、平成26年に国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に指定するなど資源の枯渇が危惧されております。
- ・ 一方、うなぎ養殖業への種苗の供給のためには、しらすうなぎの採捕が不可欠であり、うなぎ養殖業を有する本県では、毎年しらすうなぎの特別採捕許可により種苗を確保し養鰻業者へ供給しています。
- ・ しらすうなぎの特別採捕については、採捕期間や採捕数量、使用漁具などを定めるとともに、しらすうなぎ流通センターに一元集荷しなければならないことを取扱方針に定め許可していますが、実態としましては、密漁が悪質、巧妙化する中で、違法に採捕されたしらすうなぎが、センターを経由せず県内外に流通しています。
- ・ また、違法に採捕されたしらすうなぎは、適法に採捕されたしらすうなぎと区別されることなく養殖場に池入れされ、養殖うなぎとして販売されています。
- ・ このような状況は、うなぎ資源の悪化を招くだけでなく、商品としてのうなぎの価値や消費者の信頼を損なうものであり、にほんうなぎ資源の適正な管理と持続可能な養殖を実現するためには、国が主体となって、県を跨いで流通するしらすうなぎの流通の透明化を図る仕組みを構築することが重要です。
- ・ 今後、国において流通の透明化を図るトレーサビリティシステムを構築するとともに、実証試験などを計画される場合には、是非本県をモデル地区に位置付け具体的な仕組みを構築していただきますよう提言いたします。